

第4章 消防用水

第10節 消防用水

問1 消防用水のうち防火水槽の規定について。

答1 吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準第10条（3）アの規定のとおりとすること。

問2 消防用水(水槽に限る)の標識、水量、蓋及びその他の基準について。

答2 40 t 以上の場合

吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準第10条（3）アの規定に準ずること。

40 t 未満の場合。

標識は「消防用水」とし、水量を記載すること。

ただし、蓋は防火水槽と同一のもので可とする。その他の基準については、上記吹田市開発事業の手続等に関する規定に適合させること。

問3 消防用水と防火水槽を兼用する場合の水量及び包含について。

答3 水量について兼用は可能。(水量を合算しなくてもよい。) 包含については100m包含とすること。(120m包含は不可。)